

# 吹田自然観察会定款

## 第1章 総則(名称)

第1条 この団体は、公益社団法人大阪自然環境保全協会の地域組織で「吹田自然観察会」と称する。

第2条 この団体は、主たる事務所を吹田市に置く。

## 第2章 目的及び事業(目的)

第3条 吹田市内における自然環境の保全と回復、自然に親しむ活動を行う。

(事業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)生態系の保護・保全のための調査・研究、情報収集及び計画作成、提言と実践。
- (2)講座、観察会、研究会、講演会などによる環境保護思想などの教育と人材育成、普及啓発活動。
- (3)機関誌、出版物の発行、ホームページの公開、その他情報提供。
- (4)地方公共団体や他団体が行う事業への運営参加、人材の派遣、協力支援。
- (5)その他、前条の目的を達成するために必要な事業。

## 第3章 会員(入会)

第5条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第6条 会員は、総会において別に定める運営費を納入しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、役員会に届け出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により、除名することができる。

- (1)この定款、その他の規則に違反したとき。
- (2)この団体の名誉を毀損し、又は第3条の目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他除名すべき理由があるとき。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)第6条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2)当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 前3条により退会、除名又は会員資格を喪失した会員がすでに納入した運営費その他の抛出金品は返還しない。

## 第4章 総会

(総会の構成)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は次の事項について決議する。

- (1)事業計画、収支予算の承認
- (2)事業報告、収支決算の承認
- (3)世話人及び役員(会長・副会長・事務局・監事)の選任
- (4)定款の変更
- (5)解散及び残余財産の処分

(6)会員の除名 (7)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項。

(総会の開催)

第13条 総会は定時総会として、事業年度終了後3月以内に開催する。必要がある場合は臨時総会を開催する。

2 臨時総会は、役員会が認めたとき、又は総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的たる事項及び招集の理由を示して請求があったとき開催する。

(総会の招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するには、会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日1ヶ月前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会において、出席会員のなかから選任する。(決議)

第16条 総会の決議は、出席した会員の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は会員として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、出席会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1)会員の除名。(2)監事の解任。(3)定款の変更。(4)解散。(5)その他、法令で定められた事項。

(議事録)

第17条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)総会の日時及び場所。(2)会員又は役員の数。

(3)総会に出席した会員の数又は会員の現在数(書面議決者及び議決委任者を含む)。(4)議決事項。

## 第5章 世話人及び役員を設置

(世話人・役員を設置)

第18条 この団体に世話人を置く。世話人の中から次の役員を選出する。

(1)役員 7人～9人 (2)監事 1人

2 役員のうち会長1人、副会長1人～2人、事務局4～6人とする。

(世話人及び役員を選任)

第19条 世話人及び役員(会長・副会長・事務局)及び監事は、総会の決議によって選任する。

(事務局の職務及び権限)

第20条 役員は、役員会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この団体を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けた場合、代行する。

4 事務局は、業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、役員会の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、この団体の業務及び財産の状況を調査する。

(役員任期)

第22条 世話人及び役員・監事の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠として選任された役員又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

## 第6章 役員会(役員会)

第23条 この団体に、役員会を置く。

2 役員会は、すべての役員をもって構成する。

(役員会の権限)

第24条 役員会は次の職務を行う。

(1)この団体の業務執行の決定。(2)役員職務の執行の監督。

第25条 役員会は、会長が招集する。

(議長)

第26条 役員会の議長は出席役員の間で互選でおこなう。

(決議)

第27条 役員会の決議は、その過半数をもって行う。

(議事録)

第28条 役員会の議事については議事録を作成する。

(事業年度)

第29条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第30条 この定款は、出席会員の3分の2以上の議決によって変更することができる。

(解散)

第31条 この団体は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

この定款は 2013 年 1 月 6 日より施行する。

以上